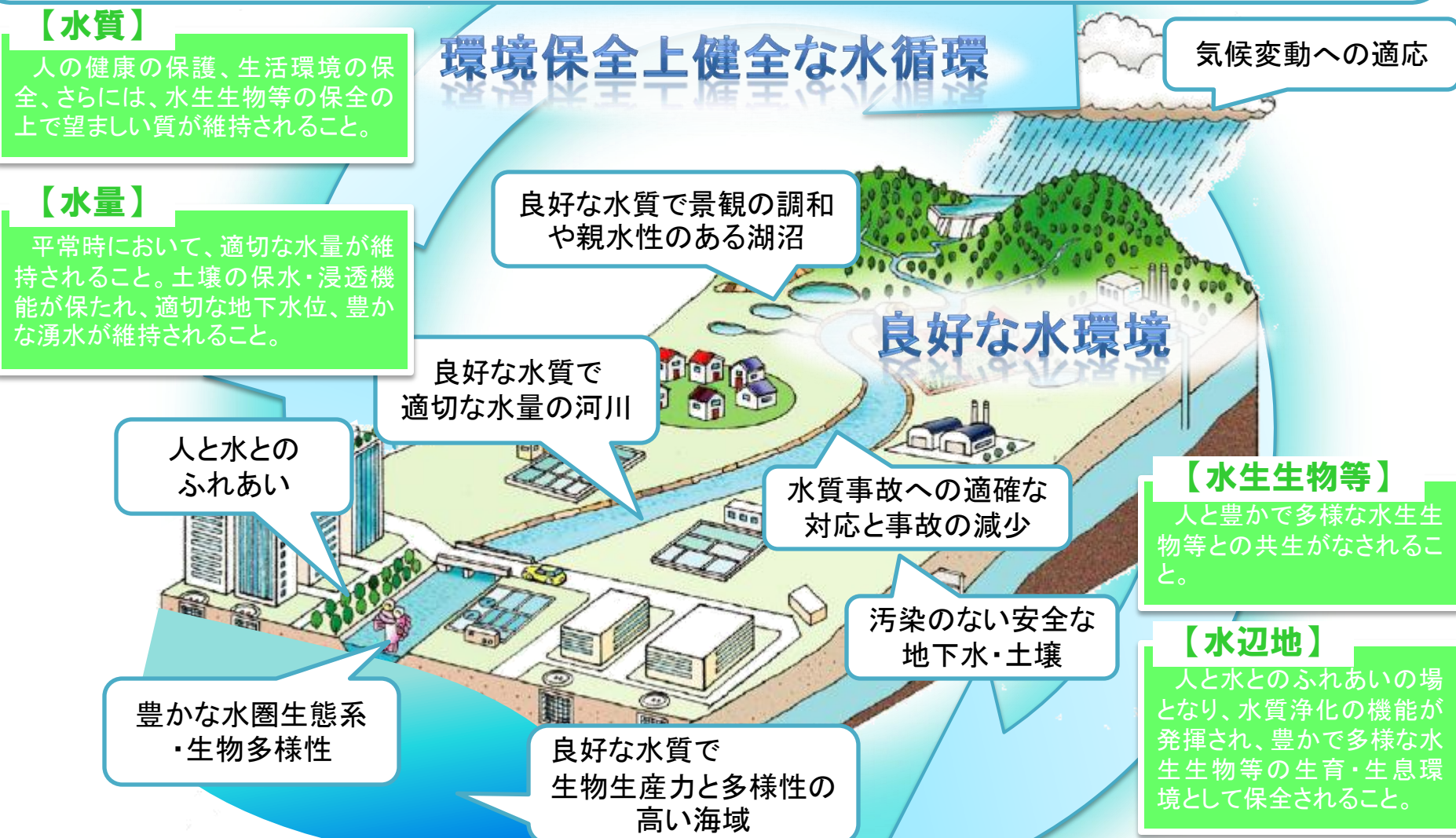


3. 望ましい水環境像

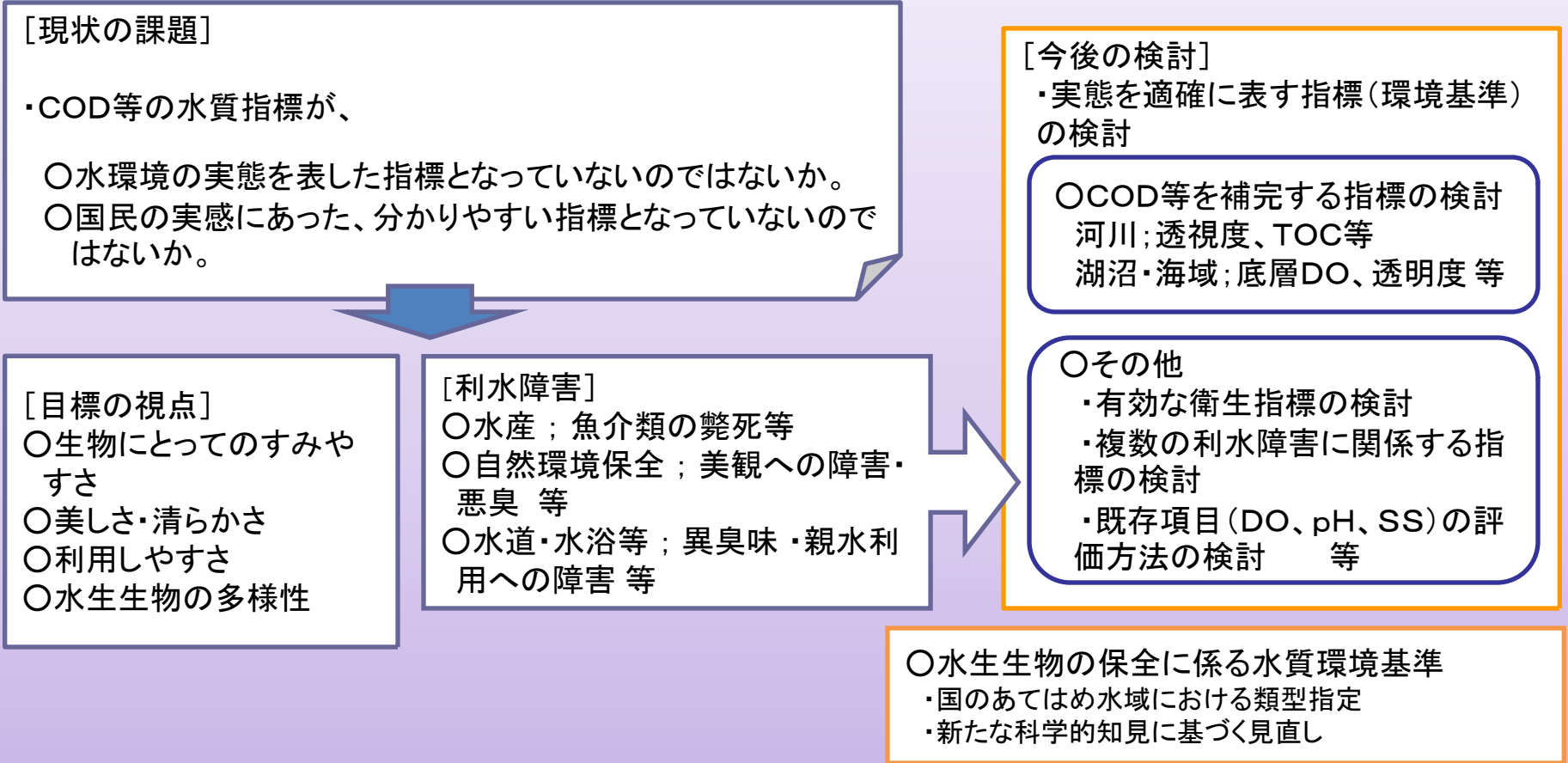
- ・治水や利水との整合を図りながら、環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築
- ・環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵とは、流域の特性に応じた**水質、水量、水生生物等、水辺地**を含む水環境や地盤環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られていること
- ・流域ごとの特性に応じ、流域の住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標
(「第三次環境基本計画」)



4. 水環境保全の目標 (1)生活環境の保全に関する環境基準

[背景] 水質環境基準(生活環境項目)は設定から35年以上経過。

- ・激甚な公害の改善を表す指標として、BOD、COD等の環境基準項目を設定。
→従来問題とされた水環境上の課題については、環境基準項目の達成状況が有効な判断指標として機能。
- ・水環境に関する国民の要望が、「より清らかな」、「より豊かな」ものへと移行。
→「望ましい水環境」を目指すための指標としては、実態を表していないのではないとの指摘。



4. 水環境保全の目標 (2)人の健康の保護に関する環境基準

- 人の健康に係る環境基準項目は、公共用水域及び地下水についてそれぞれ規定。
- 平成11年に3項目を追加、平成21年に公共用水域1項目・地下水3項目を追加、1項目を見直しの予定であり、科学的知見にもとづき着実に対応しているところ。

現状の課題

○環境基準項目以外の項目について、利水障害等が生じた場合に対処する手段が無い

- ・環境基準の設定に当たっては、「毒性情報等の知見があること」「我が国における水環境中での検出が認められること」等の要件を踏まえ、各項目の取り扱いを判断。
- ・現状において、環境基準の設定は、排水規制の前提と認識。
- ・水環境中での検出がないことをもって、測定が行われていない状況。

○化学物質のリスク管理に関して、他法令との連携

- ・人健康リスクを低減させるための製造規制や排出量届出制度等

○特徴的な排出形態の化学物質の取扱い(たとえば農薬など)

- ・他の化学物質と暴露性が異なる特徴。(使用期間、使用地域が限定的で代替品が存在。)

今後の検討

○要監視項目等について、排水規制を伴わない環境基準項目としての扱いの検討

- ・モニタリングを主に行う項目としての検討
- ・排水規制以外の方策について検討

○化学物質のリスク管理の推進等

- ・毒性情報の共有化
- ・水環境中における対策の必要性に関する検討

○排出形態を踏まえた評価方法・測定方法

- ・年間平均値では評価できないものについて、評価手法の検討
- ・使用実態、地域の状況を踏まえたモニタリング手法の検討

5. 水環境保全のための今後の取組　－水環境の課題と今後の取組の関係－

水環境の課題と今後の取組の関係を整理すると以下のとおりとなる。

◎:関係が大　／　○:関係がやや大

取組 課題	事業者の 事業活動への 対応	水質事 故への 対応	閉鎖性水域 における水質 改善	新たな排水 管理手法の 導入	未規制小規模 事業場や面源 負荷への対応	地下水・土 壌汚染の未 然防止対策	気候変動 への対応	水環境のモ ニタリングと データの蓄積
水質事故の増加	○	◎		○		○		
閉鎖性水域の 水質改善の遅れ	○		◎		◎			○
河川流量の減少と水質への 支障		○		○	○		○	○
希薄な人と水の ふれあい			○					○
水圏生態系・ 生物多様性の 劣化			○					○
地下水・土 壌汚染	○	○		○	○	◎		○
気候変動による 影響			○				◎	○

5. 水環境保全のための今後の取組 ―水環境の課題と今後の取組の関係―

